

平成 27 年度 飯山市地域防災計画の主な修正内容（平成 26 年度分）

上位計画である長野県地域防災計画の修正事項を反映したほか、避難行動要支援者に関する計画について具体化しました。

また、平成 25・26 年度において、県が実施した地震想定調査結果を市地域防災計画の地震想定に反映しました。

○ 主な修正内容

1 平成 25・26 年度の 2 ヶ年で実施した地震被害想定の結果の反映		ページ
(1) 地震被害想定の結果	ア 平成 25・26 年度の 2 ヶ年で実施した県の地震被害想定結果に基づき、当市の被害想定を反映 (第 1 編 (総則) - 5 節)	17 P ～
2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法の推進に関する法律の改正内容の反映等		ページ
(1) 土砂災害に関する住民への伝達方法及び土砂災害警戒区域の対策	ア 防災気象情報等の住民への伝達方法の整備に関する事項 イ 迅速かつ適切な避難勧告等を行える具体的な基準に関する事項 ウ 土砂災害警戒区域ごとに、避難経路及び避難訓練等の実施等、警戒避難に関する事項 エ 土砂災害の前兆現象を確認した時の市等への連絡や日ごろから土砂災害関連情報を収集する等、住民等が務める事項 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 23 節)	114 P ～
(2) 災害時の対応	ア 災害発生時の速やかな国への緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の出動を要請することに関する事項 イ 避難勧告等の発令・解除、警戒避難体制等における県の助言に関する事項 (第 2 編 (風水害) - 2 章 - 12・28 節)	421 P
3 市民における食料の備蓄量等の見直し		ページ
(1) 備蓄量等の見直し	ア 市民における食料の備蓄量等に関する事項 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 13 節 ほか)	100 P
4 災害対策基本法改正、防災基本計画の修正内容の反映		ページ
(1) 災害時の放置車両等への対応処置	ア 緊急車両の進行の妨げとなる放置車両や立往生車両の移動を速やかに行う体制の強化 (第 2 編 (風水害) - 2 章 - 10・11 節)	347 P
5 要配慮者計画の具体化		ページ
(1) 避難行動要支援者の支援計画	ア 避難行動要支援者の支援計画において、対象者要件等を具体的に明記 (第 2 編 (風水害) - 1 章 - 8 節)	69 P
6 避難勧告等発令基準の見直し		ページ
(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン策定に伴う修正	ア 昨年度に国で作成した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン策定に伴う避難勧告等の発令基準の修正 (第 2 編 (風水害) - 2 章 - 12 節)	350 P ～ (差替)